

議案第15号

北本市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部改正について

北本市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を次のように改正する。

令和4年2月21日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例

北本市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成15年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「最低敷地面積」を「敷地面積の最低限度」に改め、同条中「予定建築物の最低敷地面積」を「開発区域内において予定される建築物の敷地面積の最低限度」に改め、同条ただし書中「第34条第13号」を「第34条第8号の2」に改める。

第3条第1項に次の1号を加える。

(5) 原則として、令第29条の9各号に掲げる区域を含まないこと。

第4条の見出し中「予定建築物」を「予定建築物等」に改める。

第5条ただし書中「令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の」を「原則として、令第29条の9各号に掲げる」に改め、同条第1号ア中「第3条第1項第1号及び第4号の基準に適合する土地の区域（以下「既存の集落」という。）に、」を「既存の集落（次項の規定に

より市長が指定した土地の区域をいう。以下同じ。)に、法第7条第1項に規定する」に改め、「(以下「区域区分日」という。)」を削り、同号ウを削り、同条第8号中「(北本市中丸8丁目1番地先から北本市中丸8丁目371番地先までを除く。)」を削り、「方針」の次に「(以下「北本市都市計画マスタープラン」という。)」を加え、同条第9号中「法第18条の2第1項に規定する都市計画に関する基本的な方針」を「北本市都市計画マスタープラン」に改め、同条に次の4項を加える。

- 2 市長は、第3条第1項第1号、第4号及び第5号の基準に基づき、既存の集落を指定する。
- 3 市長は、第1項第9号に規定する土地の区域を指定し、又は前項の規定により既存の集落を指定したときは、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。
- 4 前項の規定は、第1項第9号に規定する予定建築物等の用途の変更及び同号の規定により指定した土地の区域の変更又は廃止について準用する。
- 5 第2項及び第3項の規定は、既存の集落の変更又は廃止について準用する。

第6条ただし書中「令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の」を「原則として、令第29条の9各号に掲げる」に改め、同条第1号中「前条第1号から第6号まで」を「前条第1項第1号から第6号まで」に改め、同条第2号中「前条第8号」を「前条第1項第8号」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。